

【令和6年4月9日時点】

令和6年産 水田活用関連予算に係るQ & A

- ・ 水田活用の直接支払交付金（R6当初）
- ・ 畑地化促進事業（R5補正）

令和6年4月

農産局企画課水田農業対策室

目次

※★印は新たに追加した問

I 水田活用の直接支払交付金関係

1 総論★

- 1-1 令和6年産における水田活用の直接支払交付金関連予算の考え方いかん。
- 1-2 令和6年産における水田活用の直接支払交付金に係る要綱改正のポイントいかん。

2 戦略作物助成関係

【経営所得安定対策実施要綱Ⅳの第2の1の(6)の①のイ関連】

- 2-1 令和6年産以降の飼料用米への支援の考え方いかん。★
- 2-2 令和6年産における飼料用米のうち一般品種の支援体系はどのようなものになるのか。★
- 2-3 一般品種の面積払いはどのような地域協議会における活用を想定しているのか。★
- 2-4 飼料用米は実際にふるう必要があるのか。
- 2-5 一括管理方式におけるふるい下米の取扱いの考え方いかん

【経営所得安定対策実施要綱Ⅳの第2の1の(6)の①のアの(注3)関連】

- 2-6 飼料作物のうち牧草について、ほ場の一部のみをは種(草地更新)する場合の扱いいかん。

3 産地交付金関係

【経営所得安定対策実施要綱Ⅳの第2の1の(6)の②、別紙13関連】

- 3-1 産地交付金の当初配分(基礎配分)の考え方いかん。
- 3-2 産地交付金の不用額の取扱いいかん。
- 3-3 令和6年度に畑地化する者の属する地域農業再生協議会において、産地交付金の影響はあるのか。

4 5年水張りルール関係

【経営所得安定対策実施要綱別紙1の2の(1)の④関連】

- 4-1 一定期間の水張りの確認にあたっては、どのような状態であればたん水していると認めるのか。
- 4-2 水を張る時期や水張りの確認方法に関する考え方いかん。
- 4-3 令和4年～8年に一度でも水張りを行えば、令和9年度以降は継続して交付対象水田として扱われるのか。
- 4-4 連作障害による収量低下が発生していないことの確認方法についての考え方いかん。
- 4-5 過去に発生した災害以降まだ災害復旧事業が開始されておらず水稲作付ができない場合の扱いいかん。
- 4-6 水稲生産に係る育苗ハウスの設置されている交付対象水田は、5年に一度の水張りを行わない場合、交付対象水田から除外されるのか。
- 4-7 たん水管理を行わずに水稲品種を栽培した場合、5年水張りルールにおける「水稲作付け」と扱われるのか。★

5 会計検査院からの処置要求を踏まえた改正関係★

(総論)

【会計検査院令和4年度決算検査報告第3章第1節第7 農林水産省 意見を表示し又は処置を要求した事項(1) 関連】

5-1 会計検査院からの処置要求の概要いかん。

(撤去が困難な園芸施設が設置されている農地について)

【経営所得安定対策実施要綱別紙1の2の(1)の②のウ関連】

5-2 「撤去が困難な園芸施設」の具体的な考え方いかん。

5-3 撤去が困難な園芸施設が設置されている農地について、畑地化促進事業に応募することは可能か。

(飼料作物・WCS用稲における収量確認について)

【経営所得安定対策実施要綱様式第11-1号の1の(注5) 関連】

5-4 飼料作物やWCS用稲における収量はどのように確認すればよいのか。

(飼料作物・WCS用稲における基準単収や平均単収について)

【経営所得安定対策実施要綱Ⅳの第2の1の(9)の④関連】

5-5 飼料作物やWCS用稲における基準単収や平均単収について、どのように設定すればよいのか。

5-6 飼料作物やWCS用稲については水分含量により重量が変わるが、基準単収や平均単収はどのように設定すればよいのか。

(収量低下理由書や改善指導について)

【経営所得安定対策実施要綱Ⅳの第2の1の(9)の⑥関連】

5-7 令和6年度以降における改善指導発出の考え方いかん。

5-8 要綱の改正による改善指導はいつから適用されるのか。

Ⅱ 畑地化促進事業関係

1 総論

【経営所得安定対策実施要綱Ⅳの第2の1の③、Ⅳの第2の4、別紙14、別紙21 関連】

1-1 畑地化促進事業の狙いいかん。

1-2 令和6年産における畑地化促進事業のスケジュールについてどのように見込んでいるか。★

1-3 畑地化支援を活用して交付対象外となった農地について、畑地化後6年目以降に水稻の作付けは可能となるのか。

1-4 農業経営基盤強化準備金と各事業の関係いかん。

2 畑地化支援関係

【経営所得安定対策実施要綱別紙14の1の(1)、別紙21の1の(1)関連】

- 2-1 畑地化支援の「団地化要件」はどのようなものか。面積要件はないのか。
- 2-2 畑地化支援は、地目の変更も求められるのか。
- 2-3 耕作者と土地所有者との合意が得られないまま、耕作者の独断で畑地化の取組を行った場合、土地所有者とトラブルになるのではないか。
- 2-4 畑地化の取組後5年間の途中で耕作者や所有者が変更となった場合も、当該5年間は水稲以外の販売作物を作付ける要件は継続するのか。

3 定着促進支援関係

【経営所得安定対策実施要綱別紙14の1の(2)、別紙21の1の(2)、別紙22の2関連】

- 3-1 定着促進支援について、要望調査で一括交付方式を希望していたが、一括交付方式で受け取ることは可能なのか。★
- 3-2 令和5年産において一括交付方式を希望していた者について、令和6年産において一括交付方式で受け取ることは可能なのか。★
- 3-3 水田農業高収益化推進計画を策定した場合、支援の活用上メリットはあるのか。
- 3-4 畑作物定着促進支援の対象となる作物の範囲いかに。
- 3-5 5年間のうちに高収益作物以外の作物を作付ける場合は、高収益作物定着促進支援と畑作物定着促進支援どちらの活用が可能なのか。
- 3-6 定着促進支援は、5年間の取組の途中で耕作者や所有者が変更となった場合も、残りの年数を変更後の者が活用することは可能なのか。

4 要件確認関係

【経営所得安定対策実施要綱別紙14の2の(1)、別紙21の2の(1)関連】

- 4-1 事業の要件を満たせず、地域農業再生協議会が要件確認通知書を発行できなかった場合、交付申請予定者をどのように取り扱うのか。★
- 4-2 要望調査の報告後に一部の要望面積が減少した場合は、当該要望者の要望面積全てが要望取り消しとなるのか。★
- 4-3 地域における話し合いや合意が行われたことが客観的に確認できる資料の提出をなぜ求めるのか。
- 4-4 要件確認申請に必要な添付資料について、地域協議会が事前に取りまとめていた場合も再度添付資料として提出してもらう必要があるのか。
- 4-5 地域農業再生協議会による要件確認が行われる前に既に畦畔撤去等を行ってしまった者がいた場合、どのように取り扱うのか。

	問	答
1-1	令和6年産における水田活用の直接支払交付金関連予算の考え方いかん。	<p>1 主食用米の需要が毎年10万トン程度減少する中、水田において、主食用米から麦や大豆、野菜など需要のある作物への転換を進めていくことが必要です。</p> <p>2 このため、農林水産省においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「畑地化」して畑作物の産地化に取り組む産地を支援する「畑地化促進事業」に750億円を、 ② 畑作物の低コスト化等の取組を支援する「畑作物産地形成促進事業」に180億円を令和5年度補正予算で措置したところであり、これに加え、 ③ 令和6年度当初予算において、「水田活用の直接支払交付金」及び「コメ新市場開拓等促進事業」合わせて3,015億円を措置したところです。 <p>3 今後とも需要のある作物の生産に取り組む生産者が前向きに農業を続けていけるよう支援をしていく考えです。</p>
1-2	令和6年産における水田活用の直接支払交付金に係る要綱改正のポイントいかん。	<p>令和6年4月1日付けの経営所得安定対策実施要綱の改正においては、水田活用の直接支払交付金について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 会計検査院からの処置要求を踏まえた改正、 ② 飼料用米の一般品種の交付単価変更に伴う改正等を行っています。

2-1	令和6年産以降の飼料用米への支援の考え方いかん。	<p>1 飼料用米については、</p> <p>① 限られた面積の中でより多くの収量を上げるには多収品種が向いており、また、</p> <p>② 一般品種は、需給状況次第で主食用米に戻りやすく、実需者に対して供給量が安定しない面があります。</p> <p>2 このため、生産現場への周知を十分図りつつ、多収品種の種子の確保への支援等を行いながら、令和6年産から、多収品種を基本とする支援体系とすることとしています。</p> <p>3 なお、一般品種については、引き続き支援対象としつつ、令和6年産から8年産までにかけて段階的に支援水準を引き下げることにしています。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策実施要綱Ⅳの第2の1の(6)の①のイ関連】</p>
2-2	令和6年産における飼料用米のうち一般品種の支援体系はどのようなものになるのか。	<p>1 令和6年産における飼料用米のうち一般品種の交付単価については、標準単価 7.5 万円/10a (5.5~9.5 万円/10a) の数量払いが基本となります。</p> <p>2 ただし、地域農業再生協議会は、生産年の6月30日までに地方農政局等に報告することで、一般品種の飼料用米のうち一括管理方式による出荷を選択した場合の交付単価について、一律 75,000 円/10a の面積払いとすることが可能です。</p> <p>3 地域農業再生協議会が面積払いの選択を希望する場合の詳細な手続きについては、各地方農政局等までご相談ください。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策実施要綱Ⅳの第2の1の(6)の①のイ関連】</p>

2-3	一般品種の面積払いはどのような協議会における活用を想定しているのか。	<p>1 一律 75,000 円/10a の面積払いの交付単価については、当該地域農業再生協議会における飼料用米の出荷方式が概ね一括管理方式であり、一律 75,000 円/10a の交付単価を選択することで、交付金の早期支払い等大幅な事務負担の軽減が期待される地域農業再生協議会での活用を想定しています。</p> <p>2 また、面積払いの選択にあたっては、当該地域農業再生協議会において一般品種の飼料用米を一括管理方式で生産している全ての交付申請予定者から、面積払いを申請することの合意形成を得た上で、各地方農政局等に申請いただくようにしてください。</p> <p>3 なお、令和6年産における飼料用米のうち一般品種の交付単価については、標準単価 7.5 万円/10a (5.5~9.5 万円/10a) の数量払いが基本であり、また、事務負担軽減の観点からも、交付申請者ごとに選択可能とはしていません。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策実施要綱Ⅳの第2の1の(6)の①のイ関連】</p>
2-4	飼料用米は実際にふるう必要があるのか。	<p>1 これまで飼料用米をふるいにかけてきたことのない農業者が、実際に、ふるいにかけていただく必要はありません。ふるいにかけない場合は、農林水産統計の当年産水稻の作柄表示地帯別玄米重歩合(1.70mmふるい目)の1.70mmふるい上の割合を用いて、ふるい上の米に相当する収量を計算して申請してください。</p> <p>2 また、水稻の作柄表示地帯別玄米重歩合(1.70mmふるい目)が公表されない場合は、当該作柄表示地帯が属する都道府県全体の作柄表示地帯別玄米重歩合(1.70mmふるい目)を使用してください。</p> <p>3 なお、農林水産統計の作柄表示地帯別玄米重歩合(1.70mmふるい目)については、以下のページを参照してください。 https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00500215&tstat=000001013427&tclass1=000001032288</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策実施要綱Ⅳの第2の1の(6)の①のイ関連】</p>

2-5	一括管理方式におけるふるい下米の取扱の考え方いかん。	<p>ふるい目幅 1.70mm 以上のふるいで調製後に、認定面積で生じる量の範囲内で、ふるい下米を含めて飼料用米の出荷契約数量とする場合は、当年産水稻の作柄表示地帯別玄米重歩合（1.70mmふるい目）等を用いてふるい下米の数量を適切に算出してください。（小数点以下切り上げ）。</p> <p>【経営所得安定対策実施要綱Ⅳの第2の1の（6）の①のイ関連】</p>
2-6	飼料作物のうち牧草について、ほ場の一部のみをは種（草地更新）する場合の扱いいかん。	<p>1 播種を行った面積は 3.5 万/10a、それ以外については 1 万円/10a となります。</p> <p>2 なお、牧草については、営農計画書提出時には種を行う農地を農業者が申告するとともに、作付面積の確認と併せて、は種記録によりは種の実施状況を確認することとなっています。</p> <p>3 その際、地域の普及組織や種苗会社等が指導する適正は種量に基づき、ほ場全体には種（草地更新）する場合以外は、実際のは種量と適正は種量を基に、は種面積（3.5 万円/10a の対象面積）を算出することとなります。</p> <p>【経営所得安定対策実施要綱Ⅳの第2の1の（6）の①のアの（注3）関連】</p>

<p>3-1</p>	<p>産地交付金の当初配分（基礎配分）の考え方いかん。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 主食用米の需要が毎年減少すると見込まれる中、需要のある他作物への転換を図り、需要に応じた生産を進めることが必要です。 2 このため、水田活用の直接支払交付金により、作付転換に取り組む生産者に対する支援を行ってきたところであり、産地交付金についても、そのうちの1つの助成メニューとして、需要に応じた生産を進め、地域の特色ある産地づくりに向けた取組を推進するために措置してきたものです。 3 この観点からも、産地交付金の配分手法・配分額については、固定化することなく、透明性を確保するとともに、需要に応じた生産に向けた作付転換の推進効果を高めるため、適切に見直していくことが必要と考えています。 4 このことから、令和5年産においては産地交付金が作付転換に、より効果的に活用されるよう、各都道府県の前年度の当初配分額を基本としつつ、各都道府県における作付転換の実績や計画に応じて、当初配分の1割を上限に配分額を調整したところです。 5 令和6年度においても、産地交付金が作付転換に、より効果的に活用されるよう、各都道府県の前年度の当初配分額を基本としつつ、令和5年度に畑地化の取組を行った面積を考慮した調整を行うとともに、各都道府県における作付転換の実績や計画に応じて、当初配分の1割程度を上限に配分額を調整することとしています。 6 産地交付金による助成内容の設定は、国からの配分額の範囲内で行うことがルールであり、追加配分を見込んで助成内容を設定することがないよう徹底する必要があります。 また、助成内容の設定に際しては、特定の品目に対する極端な高単価設定や長期間にわたり同じ内容の支援の継続を行わないようにするとともに、例えば、支援年限を設定する、転換初年度の単価を高くし2年目以降の単価は引き下げる設定とするなど、作付転換の推進に効果的な支援となるよう、必要な見直しを行ってください。 <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策実施要綱Ⅳの第2の1の(6)の②、別紙13の2関連】</p>
------------	---------------------------------	---

3-2	産地交付金の不用額の取扱いいかん。	<p>1 産地交付金の支払いは、年度末に支払いを行う地域が多い中、円滑な支払い手続きを図るため、2月末を目途に支払額を確定させるようお願いしているところです。</p> <p>2 確定後に配分額に不用額が生じた場合には翌年度の追加配分の際に調整を行うこととしており、具体的には、令和6年度における追加配分の際に令和5年度に各都道府県において生じた不用額の調整を行います。</p> <p>3 なお、確定後に支払額が増加した場合には、2月末に確定した不用額の範囲内で過年度支払いとなる可能性がありますのでご注意ください。この場合にあっては、最終的な不用に相当する額を令和6年度の追加配分の際に調整を行うこととします。</p> <p>4 また、令和6年度の産地交付金で生じた不用額については、令和7年度の追加配分の際に調整を行います。</p> <p style="text-align: center;">【経営所得安定対策実施要綱Ⅳの第2の1の(6)の②、別紙13の3の(5)の②関連】</p>
3-3	令和6年度に畑地化する者の属する地域農業再生協議会において、産地交付金の影響はあるのか。	<p>1 令和5年度においては、当該協議会において、畑地化によって産地交付金の対象面積が減少した場合、当該減少分について追加配分等の際に調整を行ったところです。</p> <p>2 令和6年度においても同様に、当該協議会において、畑地化によって産地交付金の対象面積が減少する場合、当該減少分について令和6年度の追加配分等の際に調整を行います。</p> <p style="text-align: center;">【経営所得安定対策実施要綱Ⅳの第2の1の(6)の②、別紙13の3の(5)の②関連】</p>

4-1	一定期間の水張りの確認にあたっては、どのような状態であればたん水していると認めるのか。	<p>1 水田機能の確認方法は、現行の要綱に明記されているとおり、水稲作付けにより確認することを基本としています。その上で</p> <p>① たん水管理を1か月以上行い、</p> <p>② 連作障害による収量低下が発生していないことが確認できれば、水張りを行ったとみなすこととしています。</p> <p>2 このうち、水張りの期間については、天水による一時的なたん水ではなく、用水によるたん水状態が持続される期間として1か月以上とすることとしています。</p> <p>3 なお、1か月以上としているのは、既往の研究結果により、1～4か月程度のたん水状態で病害虫密度の低減効果（連作障害の軽減効果）が発揮されるとされていることに加え、水稲作付けが可能な状態であることを客観的に示す最低限の期間として、1か月以上という期間を設定しているところです。</p> <p>4 また、具体的なたん水の水深等の基準はありませんが、水張りは、現行の要綱に明記されているとおり、水稲作付けにより確認することを基本としていることから、水稲作付けの場合と同等のたん水管理を行っていただくことが基本です。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策実施要綱別紙1の2の(1)の④関連】</p>
4-2	水を張る時期や水張りの確認方法に関する考え方がいかに。	<p>1 水張り時期に具体的な時期の指定はありません。水を張る場合の順番や期間については、現場において十分に検討いただきたいと考えています。</p> <p>2 たん水管理が十分になされていることを確認するため、水張りの確認は、たん水期間中に1か月以上あけて2回実施し、それぞれの時点でたん水されていることを確認してください。なお、水張りの確認にあたり、具体的な確認方法について定めはありませんが、「水田活用の直接支払交付金における1か月以上の水張りの確認方法に係る事例集」（令和5年9月）も参考に確認を行うようにしてください。</p>

		<p>3 また、水田機能の確認は、従来どおり地域農業再生協議会において行っていただきます（必要に応じて、地方農政局等が指導・助言を行います。）。確認の時期については、令和4年度以降の5年に1回、地域における輪作体系を踏まえ、適切なタイミングで実施してください。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策実施要綱別紙1の2の(1)の④関連】</p>
4-3	令和4年～8年に一度でも水張りを行えば、令和9年度以降は継続して交付対象水田として扱われるのか。	<p>① 令和4年度に水張りを行って以降、令和5年度から令和9年度まで水張りを行わなかった農地については、令和10年度以降は交付対象水田としない</p> <p>② 同様に令和5年度に水張りを行って以降、令和6年度から令和10年度まで水張りを行わなかった農地については、令和11年度以降は交付対象水田としない</p> <p>といった整理になります。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策実施要綱別紙1の2の(1)の④関連】</p>
4-4	連作障害による収量低下が発生していないことの確認方法についての考え方いかん。	<p>毎年度、水田台帳の整理時に交付対象水田の要件確認を行う際に当該ほ場において、</p> <p>① 過去5年間の収量の推移や病害虫の発生状況等</p> <p>② 過去5年間の収量と、近隣のほ場における収量性及び作期がおおむね同等の同一作物の生育状況との比較</p> <p>により、連作障害が発生していないかを、地域や作物等に応じて、適切かつ十分に確認いただきたいと考えています。</p> <p>（収量は、客観的に確認できる書類により確認してください。困難な場合は、農業者等が作成した、ほ場ごとの収量の推移や病害虫の発生状況等に係る記録により確認してください。）</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策実施要綱別紙1の2の(1)の④関連】</p>

4-5	過去に発生した災害以降まだ災害復旧事業が開始されておらず水稲作付ができない場合の扱いいかん。	<p>1 基本的に災害発生から災害復旧事業完了までの間は、物理的に水稲作付が困難であることが想定されますので、災害復旧に係る特例が適用されます。これには東日本大震災に関連する原子力災害によって営農再開できない農地等も含まれます。</p> <p>2 一方、農業者個人や地域としての判断で、水稲作付に必要な用水路等の復旧を行わないことを選択している場合もありますので、その場合はケースごとに判断をしていくこととなります。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策実施要綱別紙1の2の(1)の④関連】</p>
4-6	水稲生産に係る育苗ハウスの設置されている交付対象水田は、5年に一度の水張りを行わない場合、交付対象水田から除外されるのか。	<p>1 育苗ハウスの設置の有無にかかわらず、交付対象水田は、5年間に一度の水張りを行わない場合、交付対象水田から除かれることとなります。</p> <p>2 交付対象水田の水田機能は、一筆ごとに確認することとなります。そのため、ほ場全体ではなく部分的にたん水した場合は、「水張り」とは認められません。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策実施要綱別紙1の2の(1)の④関連】</p>
4-7	たん水管理を行わずに水稲品種を栽培した場合、5年水張りルールにおける「水稲の作付け」と扱われるのか。	<p>1 「水田活用の直接支払交付金」は、水田機能を有する農地において、ブロックローテーション等により麦や大豆等の作付けを進めるためのものであり、交付対象は水を張る機能を有している「水田」であることが前提となっています。</p> <p>2 5年に一度の「水張り」の確認方法については、水稲作付を基本としつつ、</p> <p>① たん水管理を1か月以上行い、</p> <p>② 連作障害による収量低下が発生していない</p> <p>ことが確認されれば、「水張り」を行ったとみなすこととしております。</p> <p>一方で、水稲品種であっても、たん水せず陸稲のように栽培する場合は、「水張り」を行ったことにはならないことにご留意ください。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策実施要綱別紙1の2の(1)の④関連】</p>

5-1	会計検査院からの処置要求の概要いかん。	<p>1 会計検査院による会計検査の結果（令和5年公表）、水田活用の直接支払交付金については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 水稲作付けに当たり撤去が困難な園芸施設が設置等されているなどの場合に、実質的に水稲の作付けを行うことが困難な農地であるかどうかを判断できるように基準を定めること ② 自家利用の飼料作物等について収量が確認できる書類等を提出し又は保管させるなどして収量を把握できるようにして、収量の妥当性を確認できるようにすること ③ 飼料作物、WCS用稲等の対象作物について、協議会等における基準単収や平均単収の設定などにより、定量的な収量確認を行うことができるようにすること ④ 収量低下理由書の確認方法や地方農政局長等による改善指導の仕組みが十分に機能することにしたり、現行制度の運用の見直しを検討したりして、対象作物の収量増加に向けた改善が図られやすくなるような方策を講ずること <p>について処置要求を受けたところです。</p> <p>2 こうした指摘事項に対応するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 交付対象水田に、撤去が困難な園芸施設が設置されている場合は、交付対象水田から除外するといった基準を通知に記載 ② 自家利用の飼料作物等については、収量の妥当性を確認できるよう、収量（簡易的な推計も可）や、農業者が有する給餌記録、放牧の記録等を農業者自ら保管し、必要に応じて協議会へ提出するよう通知に記載 ③ 飼料作物、WCS用稲等について、収量確認の目安となるよう、農林水産統計や各県が収集しているデータ等を活用し、都道府県協議会が地域毎の基準単収又は平均単収を設定するよう通知を見直し ④ 2年連続して収量低下理由書が提出された者への地方農政局長等による改善指導を徹底するとともに、改善指導の内容が実行されていなかった場合は、交付対象外とすることを通知に明記 <p>することにより、本交付金の適切な運用を進める必要があります。</p> <p>【会計検査院令和4年度決算検査報告第3章第1節第7 農林水産省 意見を表示し又は処置を要求した事項（1）関連】</p>
-----	---------------------	--

5-2	「撤去が困難な園芸施設」の具体的な考え方がい かん。	<p>1 「撤去が困難な園芸施設」については、国または地方公共団体から交付された補助金等により設置又は修繕されたガラスハウス等の建物や構築物（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林水産省令第18号）の別表（第5条関係）に定められた施設設備等の分類に基づくもの）のうち、処分制限期間内にあるものと規定しています。</p> <p>2 このため、資材の一部のみが支援されている場合や、果樹棚やホップ棚が設置されている場合であっても、施設設備等の分類上、建物や構築物に該当し、処分制限期間内のもは交付対象水田から除外されることとなります。</p> <p>3 なお、撤去が困難な園芸施設が設置されている農地として交付対象水田から除外された農地について、処分制限期間を過ぎた後に園芸施設を撤去し、水田に戻した場合であっても、交付対象水田に再度戻ることはありません。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策実施要綱別紙1の2の(1)の②のウ関連】</p>
5-3	撤去が困難な園芸施設が設置されている農地について、畑地化促進事業に応募することは可能か。	<p>1 畑地化促進事業については、交付対象水田に該当している農地を、7月1日付けで交付対象水田から除外する取組に対し交付を行うものです。</p> <p>2 令和6年4月1日付の要綱改正に伴い交付対象水田から除外されることとなる農地については、令和6年5月31日時点においても、実質的に水稻の作付が困難である農地であると考えられることから、畑地化促進事業の要件を満たしていることとはなりません。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策実施要綱別紙1の2の(1)の②のウ関連】</p>

5-4	飼料作物やWCS用稲における収量はどのように確認すればよいのか。	<p>1 飼料作物やWCS用稲については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 1ロールの重量×ロールの個数、 ② トラック1台分の重量×トラックの台数、 ③ バンカーサイロにつめた容積×容積密度÷原料の作付け総面積×申請する作付面積、 ④ その他、地域農業協議会で定める方法等の計算方法により、収量の確認を行ってください。 <p>2 なお、水田放牧を行っている場合については、申請ほ場での放牧頭数×放牧日数により収量の確認を行ってください。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策実施要綱様式第11-1号の1の(注5)関連】</p>
5-5	飼料作物やWCS用稲における基準単収や平均単収について、どのように設定すればよいのか。	<p>1 飼料作物やWCS用稲については、各都道府県協議会等において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 農林水産統計等により収量が把握可能なものについては、7年中庸5年平均を用いて基準単収を設定することを基本としつつ、同統計等によるデータの収集が困難な場合には、 ② 近隣の都道府県協議会等における基準単収や平均単収の準用や、 ③ 各都道府県協議会等の管内において得られた収量の3年平均を用いた平均単収の設定等により、基準単収や平均単収を定めてください。 <p>2 なお、飼料作物については、異なる草種を混播し収穫しているケースもあることから、各都道府県協議会等の判断により、チモシーやイタリアンライグラスなどの草種ごとではなく、「牧草」として又は「WCS用稲」としてなどと飼料作物の種類ごとにまとめて基準単収を設定することも可能です。</p> <p>3 また、3年平均を用いて平均単収を設定することを想定している場合で、現状データが存在していない場合であっても、近隣の都道府県協議会等における収量や基準単収を準用するなどにより、令和6年度から基準単収又は平均単収を設定してください。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策実施要綱Ⅳの第2の1の(9)の④関連】</p>

5-6	飼料作物やWCS用稲については水分含量により重量が変わるが、基準単収や平均単収はどのように設定すればよいのか。	<p>1 飼料作物やWCS用稲の収量については、農林水産統計の単収重量である刈取り後の生草（茎）重量（刈取りが数回にわたる場合は、各回の重量の総量）を用いることが望ましく、水分含量が変化した場合には、可能な範囲で刈取り時の重量を推計した上で、基準単収や平均単収を設定することを想定しています。</p> <p>2 ただし、刈取り時の重量の推計が難しい場合には、各都道府県協議会等の判断により、サイレージ又は乾草などの容態に応じて、現物重量で基準単収や平均単収等を設定するなど柔軟に対応してください。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策実施要綱Ⅳの第2の1の（9）の④関連】</p>
5-7	令和6年度以降における改善指導発出の考え方がかん。	<p>1 2年以上連続して同一品目において理由書が提出された場合にあっては、作付けされたほ場が異なる場合や、収量低下となった要因が年によって異なる場合であっても、改善指導の対象となります。</p> <p>2 また、交付申請者から提出された理由書について、収量低下の要因として自然災害によるもの以外の要因が少しでも含まれていれば、「2年以上連続して」のカウントの対象となります。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策実施要綱Ⅳの第2の1の（9）の⑥関連】</p>
5-8	要綱の改正による改善指導はいつから適用されるのか。	<p>改正要綱の施行日以降は、2年以上連続して同一品目において理由書が提出された場合、改善指導を行う対象となることから、令和5年度に理由書が提出されている交付申請者について、令和6年度においても同一品目において理由書の提出があった場合は、改善指導の対象となります。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策実施要綱Ⅳの第2の1の（9）の⑥関連】</p>

1-1	畑地化促進事業の狙いいかん。	<p>1 主食用米の需要が毎年10万トン程度減少する中、水田において、主食用米から需要のある作物への転換を進めていくことが必要です。</p> <p>2 このため、</p> <p>① 水田機能を維持しながら、畑作物を生産する水田については、水稲とのブロックローテーションを促す観点から、今後5年間に一度も水張りが行われぬ農地は交付対象水田としないとする一方、</p> <p>② 畑作物が連続して作付けされている水田については、産地化を促すため、一定期間の継続的な支援や、畑地化の基盤整備への支援を行うこととしたところです。</p> <p>3 今般の令和5年度補正予算においても、</p> <p>① 水田を畑地化して畑作物の定着等を図る取組に対し、一定期間の伴走支援を措置するほか</p> <p>② 各産地において畑地化やブロックローテーションを推進していくに当たって、話し合いなどの関係者間の調整に要する経費や、畑地化に伴い土地改良区に対して支払う必要が生じる経費（地区除外決済金や協力金）について支援を行うことで、各産地における畑地化の取組などを後押ししていく考えです。 【経営所得安定対策実施要綱Ⅳの第2の1の③、Ⅳの第2の4、別紙14、別紙21 関連】</p>
1-2	令和6年度における畑地化促進事業のスケジュールについてどのように見込んでいるか。	<p>1 畑地化促進事業については、令和6年3月中旬を提出締め切りとした要望調査を行ったところであり、交付申請予定者は5月31日までに地域農業再生協議会に要件確認申請書を提出いただくこととなります。</p> <p>2 今後、提出された要件確認申請書を基に、6月中に内報を実施し、その後の地域農業再生協議会による要件確認の結果を踏まえ、7月以降に配分通知を発出することを予定しています。 【経営所得安定対策実施要綱Ⅳの第2の1の③、Ⅳの第2の4、別紙14、別紙21 関連】</p>

<p>1-3</p>	<p>畑地化支援を活用して交付対象外となった農地について、畑地化後6年目以降に水稲の作付けは可能となるのか。</p>	<p>1 畑地化支援においては、畑地化の取組後5年間は水稲以外の販売作物を作付けする必要があります。取組後6年目以降の作付けに関する制限はありませんが、畑地化支援は、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することが目的であることから、取組後6年目以降に水稲を作付けすることは、本支援の趣旨に沿わないため、望ましくありません。</p> <p>2 平成30年度以降は、生産数量目標の配分を廃止したところであり、主食用米の需要が毎年減少していくと見込まれている中、今後も、産地における取組方針等を踏まえて、自らの経営判断による「需要に応じた生産・販売」を着実に推進していただくようお願いします。</p> <p>3 なお、畑地化した農地は6年目以降も交付対象水田になることはありません。</p> <p style="text-align: center;">【経営所得安定対策実施要綱Ⅳの第2の1の③、Ⅳの第2の4、別紙14、別紙21 関連】</p>
<p>1-4</p>	<p>農業経営基盤強化準備金と各事業の関係いかん。</p>	<p>1 農業経営基盤強化準備金については、従来から対象となっていた「水田活用の直接支払交付金」に加えて、「コメ新市場開拓等促進事業」、「畑作物産地形成促進事業」及び「畑地化促進事業」も対象となります。</p> <p>2 ただし、水田活用の直接支払交付金（のうち畑地化促進助成）及び畑地化促進事業における「産地づくり体制構築等支援」は対象外となるのでご注意ください。</p> <p style="text-align: center;">【経営所得安定対策実施要綱Ⅳの第2の1の③、Ⅳの第2の4、別紙14、別紙21 関連】</p>

2-1	畑地化支援の「団地化要件」はどのようなものか。面積要件はないのか。	<p>1 畑地化の取組に係る団地化要件を満たすのは、</p> <p>① 令和6年度において畑地化の活用を検討している農地のみで「おおむね団地化された畑地」と認められる場合のほか、</p> <p>② 当該農地に加えて、</p> <p>ア 前年度から遡って過去4年以上連続して水稲以外の作物が作付けられており、かつ、当年度も水稲以外の作物の作付けが予定されている農地</p> <p>イ 令和5年度までに畑地化の取組の対象となった農地のいずれかと併せることによって「おおむね団地化された畑地」と認められる場合となります。</p> <p>2 なお、②のア又はイのいずれかで要件を満たした場合であっても、畑地化支援の交付対象面積は、あくまで、令和6年度において畑地化の活用を検討している農地の面積となります。</p> <p>3 また、「おおむね団地化された畑地」は、具体的な一定の面積要件などは設けていませんので、地域農業再生協議会が、品目や地域の特性等に鑑み、地域における土地利用の観点から効率的な営農が図られているかどうかにより、判断してください。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策実施要綱別紙14の1の(1)、別紙21の1の(1) 関連】</p>
2-2	畑地化支援は、地目の変更も求められるのか。	<p>畑地化の取組は、当該農地を交付対象水田から除外する取組を指すものであり、地目の変更を求めるものではありません。農地台帳等における現況地目については、農業委員会において適切に判断するようお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策実施要綱別紙14の1の(1)、別紙21の1の(1) 関連】</p>

2-3	<p>耕作者と土地所有者との合意が得られないまま、耕作者の独断で畑地化の取組を行った場合、土地所有者とトラブルになるのではないか。</p>	<p>1 本事業の交付対象者は、販売農家（耕作者）であり、畑地化（交付対象水田からの除外）の取組に際しては、借地の場合には、賃借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要です。</p> <p>2 加えて、地域農業再生協議会等においても、土地所有者や土地改良区など地域の関係者の理解を醸成する取組等を進めていくことが重要であり、畑地化やブロックローテーションに向けた、関係者による協議や説明等の活動を行う場合は、「産地づくりに向けた体制構築支援」等も活用可能です。</p> <p>【経営所得安定対策実施要綱別紙14の1の(1)、別紙21の1の(1) 関連】</p>
2-4	<p>畑地化支援は、畑地化の取組後5年間の途中で耕作者や所有者が変更となった場合も、当該5年間は水稲以外の販売作物を作付ける要件は継続するのか。</p>	<p>畑地化支援を活用した農地においては、交付後5年間、水稲以外の販売作物を作付け・販売する必要があるため、途中で耕作者が変更された場合は、残りの期間について、変更後の耕作者が要件を継承して耕作することとなります。</p> <p>【経営所得安定対策実施要綱別紙14の1の(1)、別紙21の1の(1) 関連】</p>
3-1	<p>定着促進支援について、要望調査で一括交付方式を希望していたが、一括交付方式で受け取ることは可能なのか。</p>	<p>1 定着促進支援については、要望調査の結果を踏まえ、予算の範囲内においてポイント（取組面積及び都道府県推進計画への位置づけの有無）が上位の要望者から順に分割交付方式により配分されることとなります。</p> <p>2 なお、分割交付方式による配分を実施し、更に予算に残余がある場合は、予算の残余額の範囲において、要望者ごとの定着促進支援の交付方式の希望状況を踏まえつつ、ポイントが上位の要望者から順に配分対象とすることとします。</p> <p>【経営所得安定対策実施要綱別紙22の2 関連】</p>

3-2	令和5年産において一括交付方式を希望していた者について、令和6年産において一括交付方式で受け取ることは可能なのか。	<p>過年度に本事業に採択された者のうち、取組開始年度に一括交付方式による交付を希望したものの、分割交付を受けた者についても、本年度に一括交付方式による交付を希望する場合は、予算に残余が生じた場合は、本年度に採択された者と合わせて審査を行い、ポイントが上位の要望者から順に配分対象とすることとし、一括交付方式により算定された額から既に交付された額の差額を配分することとします。</p> <p>【経営所得安定対策実施要綱別紙22の(3)関連】</p>
3-3	水田農業高収益化推進計画を策定した場合、支援の活用上メリットはあるのか。	<p>水田農業高収益化推進計画に位置づけられた者が高収益作物定着促進支援を活用する場合、</p> <p>① 果樹などの永年性作物については、原則として導入初年度（地域の実情に応じて導入2年目でも可）ですが、野菜等その他の高収益作物については支援最終年度の翌年度（導入6年目）までに畑地化を行えば要件を満たすこととします。</p> <p>② 畑地化により交付対象外水田となっても、定着促進支援の支援期間内に限り産地交付金（高収益作物関係）の交付を受けることが可能です。</p> <p>【経営所得安定対策実施要綱別紙14の1の(1)、別紙21の1の(1)関連】</p>
3-4	畑作物定着促進支援の対象となる作物の範囲いかん。	<p>1 畑作物定着促進支援については、麦、大豆、牧草を含む飼料作物、子実用とうもろこし、そば、なたね等の、水稻以外の販売作物が対象となります。</p> <p>2 なお、畑地化支援や畑作物定着促進支援の交付対象となる作物は、「販売を目的とした作物」であることから、地力増進作物は対象とはなりません。</p> <p>【経営所得安定対策実施要綱別紙14の1の(2)、別紙21の1の(2)関連】</p>
3-5	5年間のうちに高収益作物以外の作物を作付ける場合は、高収益作物定着促進支援と畑作物定着促進支援どちらの活用が可能なのか。	<p>取組開始年から5年間継続して高収益作物のみを作付けする場合は高収益作物定着促進支援が活用可能ですが、5年間のうちに高収益作物以外の作物を作付ける場合は、その要件に該当しないため、畑作物定着促進支援の活用が可能です。</p> <p>【経営所得安定対策実施要綱別紙14の1の(2)、別紙21の1の(2)関連】</p>

3-6	<p>定着促進支援は、5年間の取組の途中で耕作者や所有者が変更となった場合も、残りの年数を変更後の者が活用することは可能なのか。</p>	<p>定着促進支援を活用した農地においては、取組開始後5年間、高収益作物または畑作物（高収益作物定着促進支援の場合は高収益作物のみ）を作付けする必要があるため、途中で耕作者が変更された場合は、変更後の耕作者が要件を継承して耕作することで、残りの支援期間について、毎年交付金を受け取ることが可能です。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策実施要綱別紙14の1の(2)、別紙21の1の(2) 関連】</p>
4-1	<p>事業の要件を満たせず、地域農業再生協議会が要件確認通知書を発行できなかった場合、交付申請予定者をどのように取り扱うのか。</p>	<p>1 畑地化促進事業の要望調査時には、事業の要件の確認が取れる見込みであったものの、事業の要件を満たせず、要件確認通知書を発行できなかった場合については、畑地化促進事業ではなく、水田活用の直接支払交付金による支援を受けることが可能です。</p> <p>2 この場合、通常通り6月30日までに水田活用の直接支払交付金の申請をお願いします。（なお、既に交付申請書及び営農計画書を提出済の場合、地域農業再生協議会の指示に応じて交付申請書及び営農計画書の修正等を行ってください。）</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策実施要綱様式14の2の(1)、別紙21の2の(1) 関連】</p>
4-2	<p>要望調査の報告後に一部の要望面積が減少した場合は、当該要望者の要望面積全てが要望取り消しとなるのか。</p>	<p>1 令和6年産の畑地化促進事業の運用にあたっては、要望報告後に土地所有者との同意が得られない等により、一部の要望面積が減少した場合も、要望面積全てが取り消しとなることは想定しておりませんが、5月31日までの要件確認申請時までには、要望面積を確定するようにしてください。</p> <p>2 一方、本事業については予算事業となるため、面積が減少した場合、ポイント順で採択とならない可能性もある点についてご注意ください。</p> <p style="text-align: right;">【経営所得安定対策実施要綱別紙14の2の(1)、別紙21の2の(1) 関連】</p>

4-3	地域における話し合いや合意が行われたことが客観的に確認できる資料の提出をなぜ求めるのか。	<p>1 畑作物の作付けが連続して行われている水田については、「畑地化促進事業」により畑地化を促すこととしていますが、その際、虫食い状態のようにバラバラで畑地化が行われることは、効率的かつ作物に応じた合理的な農地利用の観点から、望ましくないものと考えています。</p> <p>2 このため、畑地化にあたってはおおむね団地化された畑地を形成することを要件としているところですが、団地化に向けた地域における話し合いや合意について、事後的にトラブルにならないようにする観点から、合意が確認できる議事録等客観的に確認できる資料の提出を求めているところです。</p> <p>【経営所得安定対策実施要綱別紙14の2の(1)、別紙21の2の(1)関連】</p>
4-4	要件確認申請に必要な添付資料について、地域協議会が事前に取りまとめて保有していた場合も再度添付資料として提出してもらう必要があるのか。	<p>交付申請予定者からの提出前に地域農業再生協議会が既に保有している添付資料がある場合は、交付申請予定者から改めて提出いただく必要はありません。</p> <p>【経営所得安定対策実施要綱別紙14の2の(1)、別紙21の2の(1)関連】</p>
4-5	地域農業再生協議会による要件確認が行われる前に既に畦畔撤去等を行ってしまった者がいた場合、どのように取り扱うのか。	<p>1 本事業は、畑作物が連続して作付けられている水田を畑地化し、畑作物の定着を図ること等を目的としており、既に交付対象水田の要件を満たしていない場合は、本事業の要件を満たしていないため、事業の交付対象外となりますのでご注意ください。</p> <p>2 また、この場合、水田活用の直接支払交付金においても交付対象外となります。</p> <p>3 このため、畦畔撤去等は要件確認通知書の発行後に発行される正式な配分通知（経営所得安定対策等実施要綱様式第16-1号）を受けた後に行ってください。</p> <p>【経営所得安定対策実施要綱別紙14の2の(1)、別紙21の2の(1)関連】</p>